

# 第 1 回

## 第Ⅲ期

ホームレスの自立支援等に関する

推進計画策定委員会

会議録

平成25年8月2日

午後2時00分開会

○生活福祉課長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の第1回会議にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

ちょうど定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

私は、生活福祉課長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば、委員長、副委員長が司会進行をするところでございますけれども、本日は第1回ということで、まだ委員長、副委員長が決まっておりませんので、それまでの間、私の方で進行させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、区長でございますけれども、所用がございまして、委員紹介の後、退席させていただきたいと思いますので、どうぞご容赦ください。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認を先にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

次第を含めまして、全部で10点ございます。

まず、1枚目が第1回会議次第でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1、ホームレスの推進計画策定委員会の設置要綱がございました。

資料2としまして、委員名簿。

資料3としまして、A3のカラー刷りになりますが、「新宿区内の路上生活者概数とこれまでの対策」という、A3の横の表でございます。

資料4としまして、「新宿区第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要版」をつけてございます。

資料5といたしまして、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の進捗状況」をつけさせていただきます。

資料6としまして、厚労省で「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が7月31日に出ましたので、これのポイントと、本文と、新旧対照表という、ちょっと厚目になってございますけれども、参考につけさせていただいております。

資料7としまして、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会スケジュール（案）」、カラー刷りのA4のものをつけさせていただいております。

資料8としまして、「第3回会議日程アンケートカレンダー」、第3回目を行うに当たりまして、ご都合のいい日をお知らせくださいというものでございます。

資料9としまして、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会委員謝

礼」に関する「口座振込依頼書」でございます。

最後に、資料10としまして、第1回会議の「ご意見シート」ということで、A4の紙を1枚つけさせていただいているところでございます。

なお、机上に、本日、「ホームレスの自立支援の取り組み」というハンドブックを参考に置かせていただいております。

資料の方は、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、今回開催するにあたりまして、事前にお送りした書類等もございますけれども、説明の順序に沿ってご覧いただいたほうがよろしいかと思ひまして、改めて今回、組み直させていただいておりますので、こちらの資料をご覧いただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」、こういった冊子ですけれども、お持ちいただいておりますでしょうか。もし、ない方がいらっしゃれば……。

続きまして、こちらの方からお願いでございます。今回会議を開催するにあたりまして、議事録を作成したいと考えてございまして、ご発言を録音させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、次第の第2、2番目に当たります委員の委嘱状の交付に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回委員となられました9名の方々に、区長より委嘱状をお渡しいたしますので、お席のほうに区長がお届けに行きますのでよろしくお願いいたします。

○区長 委嘱状。岡部卓様。第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会委員を委嘱します。委嘱期間、平成25年8月2日から平成26年3月31日まで。平成25年8月2日。新宿区長、中山弘子。

どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状。岩田正美様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状。山田和男様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状。原二三子様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状。大西連様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委嘱状。笠井和明様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委嘱状。佐久間裕章様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委嘱状。鈴木謙一様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委嘱状。増村喜久子様。以下、同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○生活福祉課長 ありがとうございます。

引き続きまして、次第の3つ目でございます。新宿区長から一言、ご挨拶をお願いしたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○区長 皆様、区長の中山弘子でございます。

このたびは、大変お忙しい中、第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この委員会は、今回も含めまして4回程度の会議を行って計画策定のご意見をいただく予定としておりますので、どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

皆様もご存じのとおり、新宿区は、新宿駅に代表されます大規模ターミナルでありますとか、歌舞伎町などの繁華街、また、新宿中央公園や都立戸山公園という大きな公園を抱えているということから、ホームレスの問題、匿名性を求めて都市に流入する方々の問題等を常にこの都市の課題として持っております。新宿区としては、こうしたホームレスの方々に路上生活からの脱却を支援することが、私は大変重要であると考えておりまして、取り組みも進めてきたところでございます。

そのため、平成18年に、第Ⅰ期の「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を、新宿区は皆様方のお力をいただきまして策定してまいりました。そして、平成22年には第Ⅱ期となる計画として改訂を行いまして、ホームレスの自立支援に積極的に取り組んでまいりました。

新宿区では、この計画を策定する以前の平成5年、新宿駅西口にいわゆるダンボールハウ

スができ始めた翌年に、23特別区と東京都で、「路上生活者問題に関する都区検討会」を発足し、冬季臨時宿泊事業を行い、また平成12年には、「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結して、「路上生活者対策事業実施大綱」を定めて、自立支援センターを開設しております。そして、平成16年には、都区共同で地域生活移行支援事業を開始しまして、新宿区内で421人の方がアパート生活に移行するなど、路上生活者の自立支援に取り組んでまいりました。

そうした中、新宿区におきましては、NPO等の関係団体と連携し、他の自治体に先駆けて、新宿区の独自事業として、巡回相談事業、拠点相談事業「とまりぎ」、地域生活安定促進事業を開始するなど、路上生活者対策に取り組んできております。

その成果として、新宿区のホームレス数は、東京都の路上生活者概数調査では、平成16年8月の1,102人をピークに、20年のリーマンショックの影響があったものの、着実に減少しておりまして、25年1月には162人となっております。

これは、第Ⅰ期、第Ⅱ期の「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」による取り組み等の結果でもありまして、ご協力、ご助言をいただき、また、これまで、いろいろと関わっていただきました皆様方に、大変感謝しているところでございます。

今回、策定を目指しております第Ⅲ期のホームレスの自立支援等に関する推進計画につきましては、現在の第Ⅱ期の計画が25年度までの計画であること。そして、ネットカフェ等で寝泊まりする、住居が不安定な、いわゆる目に見えにくい層、特に若年層への支援など、時代のニーズに合ったホームレスの自立を支援する推進計画として、改訂をしたいというものでございます。

その際には、平成14年から10年間の時限立法でありました「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、昨年、5年間延長され、この特別措置法の延長に伴う国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しのポイントとして挙げられている「路上生活が早期の段階での巡回相談」「若年層に就労体験等を行う中間的就労の推進と充実」「再度、路上生活に戻ることを防止するためのアフターケア」などといったこと、これは、新宿の路上生活者対策の中でも取り組みを進めているところですが、こういったことに、より一層考慮して、再度国会への提出が予想されております「生活困窮者自立支援法」、そして、東京都の「ホームレスの自立支援等に関する実施計画」の動向も注視しながら、第Ⅲ期の推進計画を策定したいと考えております。

そのためには、今回ご参加いただきました委員の皆様の前での識見や、また、多くの

経験を生かしていただきまして、そして新宿区のまさに地域特性に合った計画として、Ⅰ期、Ⅱ期の計画を基本としながらも、よりステップアップした実効性の高い計画となるよう、どうぞ、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

私は、新宿のまちを考えるとときに、このホームレスの問題を看過するわけにはいかない、そんな思いで、この間、皆様のご意見をいただきながら取り組むことができていることを大変ありがたく思っております。そして、いち早く対象者に支援をしていくこと、そして、そのことが、都市としても持続可能な社会づくりにつながり、多くの区民にとっても、皆さんから支持をいただける、多くの方々がそれぞれに自分自身の生き方を豊かにできるまちづくりにつながる、と考えておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○生活福祉課長 区長、ありがとうございました。

続きまして、次第の4番目、委員紹介に移らせていただきたいと思います。

誠に申しわけございませんが、岡部先生の方から順番に、お一人様1分程度ということで自己紹介をしていただければ幸いですと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、マイクですが、目の前にマイクのボタンがあると思います。発言する際には、1回押していただきますと、ここに緑のランプが付きまして発言できるようになります。発言が終わった段階でもう1回押していただきますと、また今の状態、要するに電気が消え、マイクが使えない状態になりますので、そういった形で操作をしていただいて発言をしていただきたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

では、すみません、岡部先生、よろしくお願いいたします。

○岡部委員 首都大学東京の教授をしております岡部です。よろしくお願いいたします。

○岩田委員 日本女子大学人間社会学部の岩田と申します。

新宿区のこのホームレスの自立支援等に関する計画については長く関わってまいりましたが、新宿というのは、区長がおっしゃったように、あらゆる大都市問題の先端にある地域で、何でもあるというか、何か語弊がありますけれども、私ども社会福祉や社会科学を学ぶ者にとっては、ある意味で、ここで何ができるのかというのが非常に大きな意義を持つものと思っております。

自立支援法の延長が決まりましたので、また新宿区でも何か新しい取り組みをぜひ一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員 新宿区町会連合会から参りました山田でございます。よろしくお願いいたします。

私の住んでおります北新宿2丁目と申しますが、神田川と青梅街道のところの町会です。やはりホームレスの問題ということで、神田川の遊歩道に、何名かの方がいたことがありました。現在はホームレスの方がいるというような話は聞いていませんけれども、改めて、委員になったことで、ホームレス問題についていろいろと私自身も勉強させていただきたいと思っておりますので、いろいろとご迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○原委員 民生・児童委員、柏木地区を担当しております原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、障害者部会、それから高齢者部会、今は生活福祉部会に属しております、ホームレスを目の当たりにしてまいりましたけども、もう少し掘り下げてここで勉強させていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西委員 初めまして。大西と申します。

普段は、NPO法人自立生活サポートセンター・もやいというところで活動しています。もやいは、新宿区を中心としてですが、首都圏、もしくは全国からの、生活にお困りの方からのご相談を受けているNPOで、また、ホームレス状態の方がアパートに入居する際の連帯保証人をお引き受けしたりとか、そういった活動をやっています。

僕自身は、こういう貧困問題に取り組むきっかけになったのは、新宿駅で路上生活の方と知り合いになったのがきっかけなので、今回、こういう場に参加することができてすごくありがたいと思っています。

また、今後、岩田先生がおっしゃったように、国の方でも、生活困窮者自立支援法の問題とか、様々なものが出てきているので、いろいろ意見を言えたり、参加できたら、と思っています。よろしくお願いします。

○笠井委員 NPO法人新宿ホームレス支援機構の代表をしています笠井と申します。

そのほかにも、新宿連絡会というボランティア団体で20年来、この新宿の地で様々な活動をしております。

新宿の特性等は、言われたとおりですけども、このまちを、やり直しが本当にできるようなまちにしていきたいというのが私どもの願いで、そのためにも、やはりホームレスの方の自立の促進が本当に大きな都市の大きな課題だと考えておりますので、ぜひこの第Ⅲ期の検討等々、よい方向性に立ちながら、何とかこの問題解決というのにひとつの終止符を打っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○佐久間委員 皆さん、初めまして。私は、ふるさとの会の佐久間と申します。

今回、このような委員の方に、第Ⅲ期の今回から初めて参加させていただいております。どうもありがとうございます。

私たちは、当座は台東区で活動してきました。新宿に来て事業を、高齢者向けの宿泊所がないということで、事業を始めて、3年目になります。

今までの話にあったとおり、私たちも、路上生活を経験された方が地域に移られて、アパートで暮らされて、地域の様々な介護等のサービスを受けながら、安心して最後まで地域で暮らせるような取り組み、そういったものを何とかつくっていきたくと思っています。この中でいろんなことを教えていただきながら、少しでも何か問題解決とかに資するような活動をしていけたらと思っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 私は、自立支援センターを運営している港寮の施設長をやっております、鈴木でございます。今日は、よろしく願いいたします。

港寮といいますと、港区にあります。JRでは、浜松町の駅になります。そちらに所在はありますけれども、入ってくる方は、新宿区、千代田区、中央区、港区ということで、今回、新宿区ということでありましたので、こういう形で参加させていただいております。

港寮の場合は、新宿区からの利用されている方が、大体、過半数おられるということですので、ここでの議論等はかなり私たちの施設にも影響してくるだろうということでもあります。私としましては、施設現場としての現状等をぜひこの場でお伝えしたいということで参加させていただきました。よろしく願いします。

○増村委員 東京社会福祉士会からまいりました増村と申します。

新宿区とは、「とまりぎ」でいろいろとつないでいただいて、お世話になっております。我々、社会福祉士が、今、何ができるかということを一一人が考えつつ、「とまりぎ」の職員は頑張っております。見守るということ、寄り添うという支援というのは我々の得意とするところですので、それを含めながら、ここでまた勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○生活福祉課長 ありがとうございます。

続きまして、区の職員を紹介させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、新宿区長、中山弘子でございます。

○区長 皆さん、本当に、よろしく願いいたします。



○生活福祉課長 続きまして、福祉部長、小柳俊彦でございます。

○福祉部長 福祉部長の小柳です。どうぞよろしく願いいたします。

先程いろいろ皆様の方からご意見をいただきまして、新宿は大都市問題のまさに先端にあつて、一番最初にそういう事象が上がっている。そういう中で、私どもは本当に創造的にものを作っていきたいと思っています。ぜひ、今回の計画策定につきましても、皆様方のご協力をいただきながら、より先端としての計画を作りたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、福祉部参事、地域福祉課長事務取扱、赤堀充男でございます。

○福祉部参事 こんにちは。赤堀でございます。よろしく願いします。

○生活福祉課長 続きまして、福祉部保護担当課長、関原陽子でございます。

○福祉部保護担当課長 こんにちは。福祉部保護担当課長の関原でございます。

居宅の生活保護受給者の方たちの担当をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、福祉部の生活福祉課相談支援係長の石井博子でございます。

○生活福祉課相談支援係長 相談支援係長の石井と申します。よろしく願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、福祉部生活福祉課施設援護係長の池田義彦でございます。

○生活福祉課施設援護係長 池田です。よろしく願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、みどり土木部みどり公園課長の吉川洋志でございます。

○みどり公園課長 皆さん、こんにちは。みどり公園課長の吉川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、みどり土木部みどり公園課、公園管理係の八住でございます。

○みどり公園課公園管理係 本日は、公園管理係主査の八住が出席させていただいております。

今後は、公園管理係長の関根が出席させていただきますので、よろしく願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、みどり土木部交通対策課長の児玉和也でございます。

○交通対策課長 交通対策課長の児玉でございます。

道路管理者として、この会議でお役に立ちたいと思いますので、よろしく願いします。

○生活福祉課長 続きまして、みどり土木部交通対策課監察指導係長の女川洋一でございます。

○交通対策課監察指導係長 監察指導係長の女川でございます。よろしく願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、事務局をご紹介させていただきたいと思います。

福祉部生活福祉課相談支援係主査の鈴木巖でございます。

- 生活福祉課相談支援係主査 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 続きまして、生活福祉課庶務係の関口惇也でございます。
- 生活福祉課庶務係 生活福祉課庶務係の関口と申します。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 同じく、相談支援係の田島和雄でございます。
- 生活福祉課相談支援係 相談支援係の田島と申します。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課庶務係 続きまして、生活福祉課庶務係の田口寛でございます。
- 生活福祉課庶務係 田口でございます。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 続きまして、生活福祉課相談支援係の平野真理子でございます。
- 生活福祉課相談支援係 相談支援係の平野真理子です。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 続きまして、生活福祉課庶務係の綾部浩子でございます。
- 生活福祉課庶務係 生活福祉課庶務係の綾部でございます。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 以上で、委員並びに職員の紹介を終わらせていただきます。

誠に申し訳ございませんが、区長は、所用によりここで退席とさせていただきます。よろしく申し上げます。

- 区長 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(区長退席)

- 生活福祉課長 続きまして、次第の5番、委員長・副委員長選任に移らせていただきたいと思っております。今回は、先程も申し上げましたとおり、委員長・副委員長がまだ決まっておられませんので、まず、選任をさせていただきたいと思っております。

その前に、この会議でございますけれども、委員会の設置要綱、会議資料1の2ページ目の第6条第2項に「策定委員会は、半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」というふうになってございます。本日、委員9名でございますので、全員出席ということで、会議が成立しているということをご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、委員長の選任を行いたいと思っております。

お手元の要綱のところ、1ページ目の5条第2項で「委員長・副委員長は委員の互選により定める」となっております。そこで、まず委員長ですけれども、どなたか立候補される方、またはご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ、岩田委員。

- 岩田委員 岡部委員に、委員長をお願いしたいと思っております。
- 生活福祉課長 今、岩田委員の方から、岡部委員の方に委員長をお願いしたいというご意見

がございましたが、そのほかに、ご推薦または立候補という方はございますでしょうか。

もし、ないようでしたらば、岡部委員に委員長をお願いしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○生活福祉課長** そうしましたら、岡部委員に委員長をお願いしたいと思えますので、申し訳ありません、委員長の席の方に移っていただけますでしょうか。

では、委員長、すみません、早速でございますけれども、まず、ご挨拶をしていただきまして、進行の方を委員長をお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

**○岡部委員長** 今、委員長を拝命させていただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきたいと思えます。

新宿区は、ホームレス支援に最も積極的に取り組んでいらっしゃる自治体でございます。委員の皆様には、実りある活発な議論をしていただきますことを期待しております。よろしく願いいたします。

それでは、副委員長の選任をさせていただきたいと思えますが、副委員長の選任はいかがいたしましょうか。

では、特になければ、委員長一任ということさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、港寮施設長の鈴木委員に副委員長をお願いしたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

では、鈴木委員に副委員長をお願いしたいというふうに思えます。

どうぞ、こちらに着席をお願いいたします。

では、鈴木副委員長、一言、ご挨拶をお願いしたいと思えます。

**○鈴木副委員長** ただいま、ご推選により、副委員長を拝命いたしました鈴木でございます。

先程の挨拶の中でも申し上げましたけれども、ここでの進展、展開は、私たち港寮にとってかなり重大なところでございますので、できるだけ円滑な運営を図っていきたいというふうに思っております。

実はこういった場でのこういう立場は初めてですが、岡部委員長、それから新宿区の事務局の方々のサポートを得まして進めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

**○岡部委員長** それでは、16時までの予定で議事を進めてまいりたいと思えます。皆様のご協力をよろしく願いいたします。

議事次第に沿いまして、進めていきたいと思ひます。

まず、次第の6の新宿のホームレス概況とこれまでの対策について、2つ目の「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」等の取り組み状況について、生活福祉課長より報告並びに説明を受け、その後、次第の第7の第Ⅲ期推進計画の策定やスケジュールについてご審議いただければと思ひます。

では、報告をお願いいたします。

○生活福祉課長 生活福祉課長でございます。

ホームレスの概況とこれまでの対策についてと、第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要と進捗状況について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

それでは、まず、報告(1)の「新宿区のホームレス概況とこれまでの対策について」でございます。こちらは、資料3のA3の横長のカラー刷りの表をご覧くださいながら、説明させていただきますと思ひます。

新宿区は、先程からも話が出ておりますけれども、乗降者数世界一の新宿駅ですとか、大きな繁華街を抱えておりまして、流入するホームレスが大きな都市問題になっているところでございます。そこで、新宿区としましては、ホームレス対策を区政の重要課題と位置づけまして、区独自のホームレス対策を実施するとともに、NPOですとか、東京都・特別区等の関連団体と連携をいたしまして、ほかの自治体に先駆けて様々な取り組みを進めてきているところでございます。

新宿区のホームレスの状況と、これまでの対策状況について、ホームレス数の変化ですとか、国や東京都、特別区のホームレス対策への取り組み状況、新宿区独自の取り組み状況、それと現状と課題について、お話しさせていただきたいと思ひます。

まず、上段の新宿区の路上生活者概数調査でございますけれども、東京都の概数調査をもとに作成させていただいております。

年表としましては、14年から25年1月までということになってございまして、23区全体ですとか、区内の公園・駅・道路に関しまして、ホームレスの数をまとめた表になってございます。

ホームレス数の推移でございますが、16年8月が新宿区としては一番ピークとなつてございまして、1,102名のホームレスがいたという状況でございます。

その翌年の17年2月に、590名と半減しております。これにつきましては、「地域生活移

行支援事業」を行ったことで、半減しているというものでございます。

また、その右側に移りますと、19年8月に451名ということで若干増えておりますけれども、このころは、派遣切りなどが世間的に話題になったという時代になってございます。また、20年につきましては、リーマンショックの影響等もございますので、また若干増えているというような数字になっているものでございます。

また、下段につきまして、一番上が社会・経済の動き、真ん中が国・東京都・特別区のホームレス支援の推移、一番下が新宿区のホームレス支援の年表というものでございます。

年表の一番左側の平成13年の行をご覧ください。

まず、平成5年、新宿駅西口の地下道に、いわゆるダンボールハウスができ始めるというものでございます。その頃を初めとしまして、ホームレス問題が社会問題として認識されるようになったという経緯がございまして。

その後、大きな展開を迎えたのが、平成10年2月に、新宿駅西口のダンボールハウス火災事件があったという歴史がございまして。この頃からですが、ホームレスの人権擁護の支援を求める声が高まってきておりまして、その事件から2カ月後には、新宿区内に「ホームレス暫定支援センター」を2カ所設置しました。また、この年の6月には、新宿区議会で、「総合的な路上生活者対策を求める意見書」を国に提出しております。

このような流れの中で、東京都と特別区は、平成12年5月の特別区長会で、自立支援センターを設置するということとしまして、これまで行ってきたホームレスの支援のあり方を、今まで応急救護という形でやってきたところを自立支援に転換して、根本からの解決を目指すとしているものでございます。

この方針をもとに、この年の7月には路上生活者対策事業に係る都区の協定を結びまして、路上生活者対策事業の実施大綱を制定しております。また、この年の11月には、最初の自立支援センターとなる「新宿寮」を開設しているというものがございまして。

続きまして、平成13年3月には、東京都が「ホームレス白書」を発表しております。この「ホームレス白書」に基づく具体的な対策といたしまして、8月に、都区協定と大綱を改訂いたしまして、都区共同の自立支援システムが構築されております。

このような動きを受けまして、国は、14年7月に「ホームレス自立支援に関する特別措置法」、これは10年間の時限立法でございまして、これを制定いたしまして、翌年の7月には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定して、国としてホームレス対策に乗り出したという経緯がございまして。

この特別措置法につきましては、ホームレスの人権に配慮して積極的な自立支援を行うとした点と、公園や図書館ですとかの公共施設の適正管理を行うとした点に特色がございます。

また、この特別措置法につきましては、地方自治体はホームレス対策の計画を策定しておりまして、まず、東京都が16年7月に「ホームレスの自立支援等に関する実施計画」を策定しております。

当時の都区共同の施策で最も効果を上げましたのが、先程、1,102人から590人になったという、16年から20年にかけて実施いたしました「地域生活移行支援事業」でございます。これにつきましては、16年から20年にかけて、下の表の真ん中にごございますけれども、16年から18年の移行数が23区で1,541人、新宿区内で421人の方々にアパートをあっせんしまして、就労活動を行い、ホームレス生活から脱却して地域での自立を目指すという事業を行ったものでございます。

これにつきましては、都立の戸山公園ですとか、新宿中央公園などのいわゆる大規模公園を中心に行いました。また、次いで、区内ですと、西戸山公園や諏訪公園などの中規模公園でも実施しているというものでございます。

続きまして、次に、17年から19年にかけて、リーマンショック前までの区と都の対応についてです。この時期は、ホームレス対策の見直しと再構築を行った時期になります。

先程、ご説明いたしました地域生活移行支援事業につきましては、ホームレスが路上生活から脱却しまして、また、公園等の適正管理を推進する上で大きく寄与したと考えているところでございます。

しかしながら、そのときに、短期間で多くの方々にアパートに転居していただいたということもございますので、相談ですとかアセスメント、アパート入居後のアフターケアが必ずしも十分でなかったというような経緯がございます。そのために路上生活に再び戻る方もおりまして、東京都と特別区は、平成17年4月に都区協定を改訂いたしまして、また、特別区厚生部長会で「厚生関係施設再編整備計画」を承認しまして、これまでの事業の見直しが始まったということでございます。

見直しのポイントといたしましては、施設の転換・改修による定員増、バックアップセンターの開設、指定管理者制度の導入等により、より有効なホームレス対策を目指したというものでございます。

バックアップセンターとは、年表の18年のところに書いてございますけれども、各区から

の申し込みの調整や、相談員の派遣等を一括して行いまして、事務の効率化と一貫した支援を図るというために開設したものでございます。

このような流れの中で、18年4月からは、都区共同の事業といたしまして、巡回相談が始まりました。この機能につきましては、特別区人事・厚生事務組合の中に設置されたという経緯がございます。

続きまして、新宿区や東京都のホームレス対策が次のステップを目指す中で、18年2月に、新宿区といたしまして第Ⅰ期となる「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定いたしました。このときの計画としましては、平成18年から22年を実施期間とする、先駆的な、ホームレスに関連する計画事業として策定したものでございます。

このときの計画ですが、重点項目を7つ挙げてございます。1つ目としましては、相談体制の充実。2つ目として、居住支援。3つ目といたしまして、就労支援。4つ目としまして、健康衛生面の向上。5つ目として、NPO団体等との連携。6つ目として、公共施設の適正管理。そして、最後に、人権啓発ということで計画を策定したものでございます。

これらの重点項目につきましては、皆さんもご覧になっていると思いますが、今日お配りしている第Ⅱ期推進計画においても、推進計画の基本的な骨格として継承しているというものでございます。

また、この計画によりまして、平成18年4月には、日本で最初、今現在でも唯一ですけれども、ホームレスに関する総合拠点相談所としまして「とまりぎ」を開設しております。この相談体制の中で、シャワーの提供なども行っております。

また、19年4月には自立支援ホームが開設されるとともに、地域生活安定促進事業を開始したという歴史がございます。

区内のホームレス数でございますけれども、16年の1,102人を頂点に、17年にはほぼ半減しております。その後、リーマンショックですとか、派遣切りの時期に若干増えていることはございますけれども、年々、合計数は減ってきているという状況でございます。

特に、皆さんご承知だとは思いますが、20年、21年にありました「年越し派遣村」ですとか、「公設派遣村」につきましては、ホームレス対策ということで、自立を促進するというところで一定程度、寄与したという部分もございますが、これで、いわゆるホームレス問題が世間的に大きく広まった、認知されたというようなことでございます。

この頃からですが、いわゆる路上生活者、従来のホームレスに加えまして、派遣社員ですとか、ネットカフェ難民ということが話題になってきまして、いわゆる目に見えるホーム

レスではなく、目に見えにくいホームレスが認識され始めたころというふうには認識しております。

このような状況の中で、東京都が19年5月に「東京ホームレス白書Ⅱ」を発表いたしまして、国に先駆けて実施してきた取り組みを検証しております。

その結果としまして、19年8月の特別区長会の中で、路上生活者対策事業の再構築で、自立支援システムにつきまして、これまで緊急一時保護センターと自立支援センターが別々ということで設置されていましたが、これを一緒に併設するというので、新型の自立支援センターを作っていこうということが事業化されたものでございます。

また、この「ホームレス白書」では、自立支援センターから一度仕事について就労自立した人が、再度ホームレスに戻る例が少なからずあるということが指摘されておりますので、就労支援を強化して、就労自立を確実に継続するために、地域で生活しながらの訓練の仕組みを検討していくということとしております。

その結果でございますけれども、平成20年4月に東京都が「TOKYOチャレンジネット」を開設しているという歴史がございます。これにつきましては、住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら、不安定な就労に従事するいわゆる見えにくいホームレスの方々に、生活支援ですとか、居住支援ですとか、資金貸し付けですとか、ハローワークと連携した就労支援等を実施するものです。

また、翌平成21年3月からは、「TOKYOチャレンジ介護」という事業を開始いたしまして、雇い止めや派遣切りとなった若い方に、介護職への就労を支援し、その間の住宅の提供や、資金の貸し付け等も行っていたというものでございます。

また、リーマンショック後ですけれども、このような見直しと、新たなホームレス層への対応が必要になる中で、東京都は21年10月に、第2次の実施計画を改訂しております。

これによって、新型自立支援センターや自立支援住宅を新たな核とした自立支援システム、今現在運用させていただいております自立支援システム等の対策によりまして、ホームレスの早期自立に加えまして、ネットカフェ難民と言われている、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方の生活の安定を図ること、というものでございます。

新宿区におきましても、第Ⅰ期の推進計画が22年までとなっていることから、リーマンショック後のホームレスの状況を踏まえまして、22年2月に第Ⅱ期の推進計画を策定してございます。

第Ⅱ期の推進計画につきましては、この間のホームレス数の減少ですとか、ホームレスの



様々な層の変化、都区制度の見直しを踏まえて、8つの重点項目を展開するというようにしてございます。

8つの重点項目につきましては、その次に付いております資料4の概要版の中に書いてございますが、開いていただきまして、上の方に、1から8というものがございます。相談体制の機能強化、アセスメントシステムの構築、福祉的支援の条件整備、施設・住宅資源の確保、就労支援、人的資源の開発とネットワークづくり、公共施設の適正管理、人権啓発というものでございます。

この時、第Ⅱ期推進計画を策定するに当たりまして、重点項目が7つから8つに増えてございますけれども、この1つ増えたものが、アセスメントシステムの構築というものでございます。これにつきましては、ホームレスのタイプを分析いたしまして、それぞれのタイプに合った施策を展開することで、第Ⅰ期の推進計画をより深めるということにいたしましたのでございます。

第Ⅱ期の推進計画は、先程、区長からもございましたとおり、22年度から25年度の4年間の計画となっております。

また、昨年6月に特措法が5年間延長されました。それに伴いまして、おとといの7月31日に、国の基本方針の改訂が発表されております。その中では、固定化や定着化が進む高齢層への支援や、若年層に対する就労支援、再路上化防止への対応を進めること、としております。

なお、東京都と特別区の動向といたしましては、24年2月に「路上生活者対策事業の今後の展開について」を特別区長会で承認いたしまして、社会経済状況に対応した対策を都区共同で引き続き実施することとしております。

この間、区は、第Ⅱ期基本計画に基づきまして、相談体制の機能強化など、8つの重点項目に取り組んできました。これらの成果としまして、この4年間でございますけれども、ホームレス数ですが、22年1月の286人から、今現在、25年1月の162人まで確実に減少しているというものでございます。

以上が、「新宿区のホームレスの概況とこれまでの対策について」ということで、説明をさせていただきました。

続きまして、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」の概要と進捗状況について、説明をさせていただきたいと思っております。

先程、ご覧いただきました概要版をご用意いただければと思います。また、こちらの冊子

をお持ちの方がいらっしゃいましたら、48ページから「具体的な施策の推進」というものがございますので、そちらを参考にご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、新宿区の地域性でございますけれども、新宿区は、地下道やビルの軒先ですとか、また大きな公園ですとか、路上生活が可能な空間が沢山あるというところもございます。また、都市雑業等、いわゆる空き缶拾いですとか、本を集めたりというような仕事も多くあるという状況がございます。また、路上生活者も、周りの区に比べますと一定程度多いという状況もございます。また、ホームレスを支援する団体も多くございますので、路上生活の方が様々な情報を得やすい状況もあると考えているところでございます。

また、ネットカフェですとか、ファストフード店ですとか、夜間も過ごせる、要するに24時間営業のお店も沢山ございますので、夜過ごせる空間もあるというふうに考えているところでございます。

それと、また、地方から仕事を探しに新宿に来た方が、そのまま、所持金が底をついて、路上生活を余儀なくされている例も少なからずあると、私どもの方では認識しております。

新宿区は、このような地域性によりまして、ホームレス対策が大きな行政課題となっております。

また、ホームレス数は大幅に減少してきていますけれども、ホームレスとなる要因は年々多様化、複雑化しております。現在の施策では、いわゆるネットカフェ難民と言われております目に見えにくい層、ホームレス生活を余儀なくされている方々への対応が難しいというふうな認識を持ってございます。そこで、ホームレスのニーズや、支援段階に応じた取り組みと、質的な変化に対応する施策展開が必要となっているものでございます。

そこで、こういう背景を受けた基本方針といたしまして、概要版にも記載がございますけれども、限られた資源の総合化を図り、自立への段階に応じた適切な支援の方向性を明らかにして、実効性の高い取り組みとします。新宿区・東京都・国の役割を明確にし、総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについて、積極的に提言・要望を行います。多くの区民の協力、理解を深め、NPO等支援団体との連携もより一層強化します。という3つの柱を定めて、今現在、取り組んでいるものでございます。

その下のホームレスの定義とタイプでございます。ホームレスのタイプは、ご覧いただいておりますとおり、〔タイプ1、2、3〕というように、第Ⅱ期の計画のときに分けさせていただいているものでございます。

まず、〔タイプ1〕としましては、「概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層」、いわゆる日雇い労働者の高齢化が進んでおりますので、徐々に仕事がなくなって路上生活となった例が多いというものでございます。

また、〔タイプ2〕としましては、「概ね50歳以下で、傷病、障害、あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援が必要な層」というものでございます。これにつきましては、地域や家族とのつながりですとか助け合いが希薄になっている今の状況もございまして、社会的に孤立している若年層がホームレス生活を余儀なくされているという方が増えている現状がある、というふうに認識しているところでございます。

〔タイプ3〕としまして、「概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保されればすぐにも自立ができる層」ということで、これにつきましては、いわゆる派遣切り等で職と住まいを失った方が対象になろうかというふうに考えてございます。

また、不安定な就労状況で、ネットカフェ等に寝泊まりして、路上生活とネットカフェ等の屋根があるところと、ないところを行き来する方が増えてきているという状況でございます。

少し古いんですけれども、19年7月の厚労省による「住居喪失不安定労働者調査」では、ネットカフェ等を週半分以上、終夜利用する住居喪失者は、都内だけでも2,000人いると推測されているものでございます。

それでは、先程の8つの基本施策というのが書いてあるページをお開きいただきたいと思っております。これにつきまして、最初の相談体制の機能強化というところから1つずつ、今までの進捗状況をお話しさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の柱となります「相談体制の機能強化」でございます。相談体制を、支援段階に合った、〔はじめの相談〕、〔施設入所中の相談〕、〔アパート生活後の相談〕の3段階で、支援を充実させるということになってございます。

まず、〔はじめの相談〕でございます。ここには、〔はじめの相談〕として、「拠点相談事業」と「巡回相談事業」というものがございます。

まず、「拠点相談事業」、これは新宿区の事業でございますけれども、平成18年から拠点相談所「とまりぎ」を福祉事務所のすぐ隣に設置、開設させていただいておまして、引き続き支援を行っているというものでございます。また、「とまりぎ」につきましては、ハローワークですとか、東京ジョブステーション、またNPOとの連携も強化しているという現状でございます。

2番目としまして、「巡回相談」、これは都区共同の事業でございます。平成18年4月から、都区共同の自立支援システムといたしまして、巡回相談事業を引き続き実施しているものでございます。

次の段階が〔施設入所中の相談〕でございます。

まず、3番目として、「巡回相談一時宿泊支援事業」（新宿区・民間団体）新規というものでございますけれども、これにつきましては、NPOが行います巡回相談機能と区の一時的宿泊事業を連携させていただきまして、今現在6床ではございますけれども、緊急宿泊のベッドを確保しているというものがございます。

4番目としまして、「地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業」でございます。これにつきましては、宿泊所に入所している、地域生活の継続が困難なケースに対して相談支援等を行うというものでございまして、地域生活サポートを緊急一時保護機能と併せて、引き続き実施しているというものでございます。

3つ目の段階が〔アパート生活後の相談〕でございます。

まず、5番目の「訪問サポート：地域生活安定促進事業」でございます。これにつきましては、宿泊所等からアパートに移った方を、専門相談員が巡回して生活相談を行うもので、アパート転居への支援や転居後の生活相談を行う訪問サポートに引き続き、第I期から引き続き実施しているものでございます。

6番目としまして、「自立支援システムによる生活支援」、これは都区共同事業でございます。こちらにつきましては、自立支援システムの対象者につきまして、地域生活継続支援事業として実施しているというものでございます。

続きまして、2つ目の柱となります「アセスメントシステムの構築」でございます。

こちらにつきましては、アセスメントを行うためのチェック項目を、私どもの福祉事務所で面接をする際に「面接カード」というものがありますが、その「面接カード」にアセスメント、10項目を取り入れておりまして、面接を行っております。また、このチェック項目につきましては、昨今、生活困窮の要因が多様化、複雑化してきておりますので、その都度、見直しを行っているという状況でございます。

次に、3つ目の柱となります「福祉的支援の条件整備」でございます。

これにつきましては、食料やシャワーの提供といった応急援護はホームレス支援の第一歩ということで、また、地域での生活を継続するために、年金調査や住民登録の設定など、福祉的支援として自立への支援を行っているものでございます。

まず、1番目としまして、「応急援護事業」でございます。こちらにつきましては、食料の提供ですとか、シャワーの提供ですとか、日用品の支給、また、結核検診をした保健所との連携を引き続き行っているというものでございます。

次に、2番目の「年金調査」でございます。こちらにつきましては、相談の中で年金調査を行いまして、年金受給ができるような方については、年金がもらえるように積極的に支援を行っていくというものでございます。

3番目の「住民登録の設定」につきましても、住民登録がありませんと、就職ですとか様々な支障が生じ、路上生活の脱却に大きなハンデとなりますので、戸籍調査を行った上で、住所設定を行うための手続の支援を行っております。

続きまして、4つ目の柱となる「施設・住宅資源の確保」でございます。こちらは、〔緊急対応型〕と〔地域生活移行：定着型〕に分けさせていただいております。

まず、〔緊急対応型〕の1番目の「民間宿泊所の借り上げ」でございます。今現在、新宿区としましては、緊急な一時的な宿泊所として、21床までベッドを確保しているという現状がございます。

2番目の「緊急一時宿泊事業」につきましては、都区共同事業でございますけれども、都区共同で宿泊所を確保いたしまして、住宅資金給付事業の利用が見込まれる場合ですとか、就労が決定している場合に、一時的な宿泊援護を実施しているというものでございます。

3番目の「緊急一時保護事業」でございます。これは、特別区人事・厚生事務組合の事業です。厚生関係施設を活用した緊急一時保護事業は実施しておりますけれども、今現在、ホームレスに特化した一時保護専用施設の設置には至っていないという状況がございます。続きまして、〔地域生活移行：定着型〕です。

4番目の「生活支援付き住宅の援助事業」でございます。新宿区におきましては、平成24年、昨年ですが、NPOによりまして、都市型軽費老人ホームを東京都の助成制度に基づく区の補助により開設したという、実績がございます。

5番目の「無料低額宿泊所の居宅生活移行支援事業」でございます。

こちらは、無料低額宿泊所の指導員の配置ということをやっていたところでございます。指導員設置には至っておりませんが、区内宿泊所に加え、区外宿泊所につきましても、自立に向けた支援を、NPOに委託して、23年度から行っているものでございます。

6番目の「自立支援ホーム」でございます。短期的、集中的に、就労指導や生活指導を行いまして自立を支援する、自立支援ホームを引き続き行っているものでございます。

7番目の「住宅の確保」でございます。公営住宅の入居あっせんですとか、低家賃住宅の確保、家賃助成などを、国や東京都に引き続き要望しているというものでございます。

8番目といたしまして、「自立支援システム（都区共同）と厚生関係施設の再編整備計画」でございます。これにつきましては、運営主体であります特別区人事・厚生事務組合との連携を深めながら、再編整備計画に取り組んでいるものでございます。

続きまして、5つ目の柱となる「就労支援」でございます。「就労支援」につきましては、3つございます。

まず、1番目の「就労支援」（国・東京都）でございます。こちらにつきましては、先程、ご紹介いたしました「TOKYOチャレンジネット」などにおいて、技能講習事業を拡充して実施しているというものでございます。

次に、2番目の「就労支援・住宅支援等の相談機能との連携」ということでございます。こちらは、新宿区の事業でございます。新宿区としましては、ハローワークとの連携事業といたしまして、平成23年に「新宿就職サポートナビ」という、ハローワークと一体的な取り組みということで、ハローワークの出先機関を新宿区の中に開設してございます。

また、連携については、連絡会というものの設置までは至っておりませんが、常に関係機関と密に連絡をとり合っている状況でございます。

また、区の就労支援機関で行っている「住宅支援給付事業」と、福祉事務所の「新宿ジョブサポート事業」を同じNPOに委託することで、事業の連携と支援体制の強化を図っているものでございます。

3番目としまして、「雇用対策におけるセイフティーネットの充実」でございます。

セカンドセイフティーネットを強く要望いたしまして、この前、廃案になりましたけれども、また新たに、生活困窮者自立支援法が再度、国会に出されるというような情報も聞いておりますので、それが出されれば、セカンドセイフティーネットとして一定程度の効果が得られるのではないかというふうに、私どもは期待しているものでございます。

続きまして、6つ目の柱の「人的資源の開発とネットワークづくり」でございます。

まず、1番目、「ホームレスの自立支援ハンドブックの作成」、これは、平成22年にハンドブックを作成いたしまして、ホームレス支援策への理解を深めていただくために、町会・自治会や、民生・児童委員や、小・中学校に配布を行ったというものがございます。

次に、2番目としまして、「福祉関係職員の研修の実施」でございます。

こちらは、特別区人事・厚生事務組合の事業でございます。これにつきましては、ホーム

レス支援策の共通認識を図るための研修を実施しているものでございます。なお、研修を受ける側だけではなく、新宿区としても、講師を派遣したりということも行っているところでございます。

3番目としまして、「広域的な関係機関会議の設置」、こちらは国と東京都でございます。これにつきましては、広域的な関係機関会議の設置を私どもとしては要望しておりますが、ホームレス問題を中心とする会議の設置までは至っていない状況がございます。

また、4番目としまして、「地域別連絡会議の設置」でございます。こちらについては、NPO等の支援団体ですとか、警察等の関係機関との連絡会議を行っているということがございます。

続きまして、7つ目の柱となる「公共施設の適正管理」でございます。

まず、1番目の「大規模公園」でございます。

「大規模公園」には、いわゆるテント生活をされているホームレスが若干おりましたけれども、都立の戸山公園に関しましては、24年に、施設管理者の東京都や、NPOとも連携いたしまして、戸山公園のテントの数は現在ゼロとなっております。

新宿中央公園につきましては、今年度から積極的にアパート等への転居を進めておりまして、今現在、3張りまで減少しているという状況でございます。

2番目の「中規模公園」でございます。「中規模公園」につきましては、定期的に、施設管理者の巡視と併せて、私どもの方でも巡回相談を行っております。また、通報があったときは、迅速な対応を図っているものでございます。

3番目の、「道路等」でございます。「道路等」につきましても、定期的な道路管理者の巡視と併せて、巡回相談を行っております。また、警察とも連携して対応しているところでございます。

4番目としまして、「図書館などの公共施設」でございます。これにつきましては、人権に配慮しながら、施設管理者から注意を行っていただくということになってございます。

図書館の場合ですと、出入りが自由、誰でも入れる図書館ということでございますので、特に人権に配慮しながら対応していくというものでございます。また、図書館の方から要望があった場合には、巡回相談員を派遣し、シャワー設備や衣料の提供について、私どもの方に来ていただくように、利用の促進を促しているということでございます。

続きまして、8つ目の柱となる「人権啓発」でございます。

まず、1番目としまして、「ネットワークづくり等による啓発」でございます。これにつ

きましては、新宿区内、区役所内で行っております、「ふれあいトーク宅配便」ですとか、地域別連絡会議、環境対策会議などの機会を捉えて、随時、啓発を行っております。

2番目の「シンポジウム等を通じた啓発」でございます。これにつきましては、ホームレス問題のシンポジウム等、NPO等が実施するシンポジウム等もございますけれども、これについては周知と参加に努めているものでございます。

3番目の「第Ⅱ期推進計画・区広報紙等を活用した啓発」でございます。区広報紙ですとかホームページでは当然計画の公表はしているところでございますけれども、それ以外に、概要版を積極的に配布することに努めているとともに、特に人権擁護週間、人権週間には、ホームレスの人権啓発のためのパネル展示を行っておりますが、その中に、私どものホームレスの人権擁護という観点でもパネル展示をお願いしているというものでございます。

若干長くなりましたが、私の報告としては以上でございます。

**○岡部委員長** 事務局、ありがとうございました。

盛りだくさんの多岐にわたる報告をしていただいて、皆さんも整理が必要かと思いますが、この資料等とか、今の報告に関してのことにつきましては、お時間がありましたら、次の議事に入らせていただいた後に、またご確認、あるいはご質問いただければと思っております。

では、これから議事に移りたいと考えております。

本日、ご審議いただきたい事項は、2点です。

1点目が、第Ⅲ期推進計画の策定の方針について。まず、第1点目の第Ⅲ期推進計画策定の方針について、ご審議いただければと思います。

まず、最初に、国及び都のホームレスの自立支援等に関する動向について、事務局よりご説明をお願いいたします。

**○生活福祉課長** 資料の第6番目でございます。

厚生労働省の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」、横書きの「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しポイント、資料6-1をご覧ください。

今回の見直しのポイントですが、下の四角の中に書いてございます。

まず、「固定・定着化の進む高齢層に対する支援」でございます。こちらにつきましては、粘り強い相談支援により社会生活に復帰させるよう努める、というものでございます。現状としては、一度ホームレスになりまして、その期間が長期化した場合に、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態がございます。



そのことから、出来る限り路上生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めるということがポイントになってございます。

2つ目としましては、「若年層に対する支援」でございます。直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援つきの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうために、NPOと連携しながら、このような「中間的就労」の場の推進と充実を図る。

また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進するというものでございます。

資料に※印がありますが、少し字が小さいですが、ホームレスの平均年齢は59.3歳で、45歳未満の者・・・国では、ホームレスの場合は、45歳未満の者を若年層というふうに定義しているようでございます。全体の約9%になっております。

3つ目としまして、再路上化への対応でございます。就労によりアパート等を確保したことにより、路上生活を脱した後、再度、路上生活に戻ることを防止するために、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点からも見守り支援に取り組むというようなことが見直しのポイントとなっております。

先程もありましたけれども、資料6-2につきましては、今回、出されました基本方針の全文となっております。また、資料6-3につきましては、前回の基本方針と今回の基本方針の新旧対照表を参考につけさせていただきましたので、後でご覧いただければ幸いと考えております。

以上でございます。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

国及び都のホームレス自立支援の動向について、実態と、どういう取り組みがされているのかについてのご説明がありました。

この点に関して、資料6-1というところで、今回の見直しのポイントとして3点ということで、高齢者、若年層、再路上化への対応というものが求められているということがこの中でございます。

このことを受けまして、都あるいは区の方で、実施計画の見直しに入ることになりますが、その中で、議事次第のイの箇所で、問題点・課題は、この中で挙げさせていただいております。とりわけ第Ⅱ期の実施計画の中で、実績が十分でなかった事項の改善、あるいは、一定程度、計画の中で達成したということもあろうかと思えます。これは、要するに計画と、実施と、点検と、それにさらにアクションというPDCAのサイクルで考えられるか

と思います。

それと、2つ目のところでいきますと、先程から事務局の方で報告をしていただきましたけれども、ネットカフェ等を初めとして、路上そのものというよりも、見えない形態でホームレスの方たちが潜在化している。そのことに対して区としてどのような対応をしているのかということが、課題として挙げられるのではないかと考えられます。

この点に関して、策定方針の方向性ということで、私の方で提案という形でさせていただければと思います。「第Ⅱ期推進計画を原則として継続する」ということが1点目です。

「国や都の動向、新宿の地域特性を踏まえて、計画を策定していく」ということが2点目。3点目として、これからも皆さんから挙げていただくということになるかと思うのですが、「問題・課題を整理して、計画の実施、改善に向けていきたい」というのが、私の、この計画の一定の方向性と考えております。皆さんの中でいろいろと、国、都の動向、また区の動向ということに対して、これから忌憚のない意見をいただいて、これはあくまでも委員長としての考え方ということで、先に口頭でお話しさせていただきました。

いかがでしょうか。

また、先程、かなり長い報告をしていただきました。その説明の中で、資料3の中の「新宿区内の路上生活者の概数とこれまでの対策」で、全体的に俯瞰した図が一つあるかと思います。その中で、新宿区のホームレス対策というのは、下段のところ、自立支援に関する推進計画ということがございます。

今回、議事として挙げさせていただいている、国、都の動向というものを踏まえてこれからどのようにしていくのかについて、確認をさせていただくということで、委員会での合意形成を図りたいと考えております。

どなたからでも結構ですので、ご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

では、笠井委員、よろしくお願いいたします。

**○笠井委員** 国の見直しですが、これは前からずっと気になって、「中間的就労」という言葉・用語がどこから目立ってきて、具体的に何か、ということをやっとの間考えているのですが、なかなか答えが見つかりません。ぜひ、先生方、これをどういうふうに解釈したらいいのかということ、研究者の立場から解明していただきたいと思うのですが。

ホームレスの支援者サイドからは、やっぱり軽易な仕事だとか簡易な仕事というものを提供しているのを、かつてやっていました。これは、公園清掃等々を具体的にイメージしてい

と思うのです。それで、具体的に実際にもうやってきた経緯があると思います。そうではなくて、今は、いわゆるケアつき就労的な意味をいうのかと思うのですけれども、具体性がなかなか見えてこない。いろいろな事例とかも、もちろん読みましたけれども、ただ、これがホームレス対策として通用するのか、しないのかというと、その辺に疑問を感じているので、そこをお願いしたいのですが。

○岡部委員長 学識経験者で、岩田先生、「中間的就労」というものをどういうふうに捉えたらいいのか、私の方で答えるか、先生の方で教えてください。

○岩田委員 生活困窮者自立支援法は、まだ、成立していませんけれども、この議論の過程でも「中間」を取って、社会的就労とか、社会事業とか、違う言葉をつくるべきだというような議論は随分ありました。

でも、「中間」というのは、一般の雇用市場での就労の過渡形態であって、どうしてもそこが変わらない。一般の労働市場それ自体がものすごい勢いで変動していますので、それに適応するような労働力というのは、若くても、もちろん、高齢期になっている場合でしたらまず非常に難しい。

そこで、一つは、雇用それ自体をどういうふうに創造していくかといいますか、つまり、既存の労働市場に合わせるんじゃなくて、就労したいという人たちに合わせる。そういう、労働の機会をどのぐらい拡大できるかということが、現実問題だろうという、議論にはなっています。

ただ、表面上はそういうふうになかなか出ていきませんし、じゃあ、誰がそういう雇用創造をやるかということ、かなり、今はNPOに期待されてしまうという、それが一つはありますね。

もちろん、企業がいろんな意味の社会貢献事業というのか、あるいは、企業の中で、障害者を初めとする雇用率をもっと上げていくとか、いろんなことが考えられるとは思いますが、雇用に関しては、公的な機関は、エンカレッジしかできないので、つまり公共事業をやらない限り創出はできないとすると、それをどうするかは非常に大きなジレンマだろうと思います。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

では、私から、委員長という場を離れてこの「中間的」な就労ということの見解を申し上げます。

私は、「中間的就労」については、上・中・下という序列が入っているので、この用語は

やめるべきだということを幾つかの場で発言をしております。

それと、この「中間的就労」にあたるのは、社会的就労であるとか、半福祉・半就労的なものを意味していると考えます。

それで、捉え方としては、一般労働市場と準労働市場と非労働市場の中間的なところで就労する。あるいは、その3つの労働市場の中に、どれが見合うのかという見極め的な場として、「中間的」な就労が考えられます。もう一方では、その見極めをするときの一つの体験的なものとして、経験をしていただくという場として位置づけるべきではないかと思えます。「中間的就労」という、名称そのものに対して反対であるということを、幾つかのところで表明しております。

しかしながら、これは政策用語として出てきていますので、その意味するところを酌んで、どれだけ多様な働き方というものを考えていくのかということを取ったらいいのではないかということが、私の見解です。

これは、委員長ということとは離れて、一人の研究者として、そのように考えていると取っていただいていいかと思えます。

○**笠井委員** これは、まだ体系化されていないところの用語であるというふうに理解してよろしいわけですね。

○**岡部委員長** そうですね。私としては、序列化された言葉であるということも、取られかねないということで、できるならば、別のネーミングがいいのではないかと考えております。

しかしながら、これは一定、一般労働市場というものをゴールというふうに考える施策がそのように意図しているならば、そういう捉え方もするし、そうでないということなら、余りいい印象のない言葉であるというところで考えております。

これぐらいにさせていただいて、ほかのことで皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

○**岩田委員** 国が出したこの間の調査の内容といたしますか、ポイントというものが説明されていますけれども、このポイントは、全文を眺めるとちょっとずれていまして、一つの問題は、東京都の場合は、単独事業として、地域生活支援事業とかチャレンジネットとか、そういうものがあるものですから、他の地域よりもかなり、見えない層もキャッチしてはいますが、実は、このホームレス自立支援法の一番の中心にある自立支援センターですね、あるいはシェルター、自立支援住宅、それから、もちろん生活保護の厚生施設、救護施設等も含めて、一番中心にある施設群に入っているのが、いわゆる野宿層というよりは、野

宿予備軍というか、野宿1カ月未満ないしは野宿していない方達です。例えば病院から直接とかですね。これも、もちろんホームレスであることは間違いないですけれども。

ですから、一つの考え方としては、自立支援センター等が野宿化を予防しているとは言える。ですけれども、私個人の意見としては、つまり、日本のホームレス自立支援法の定義は、野宿者、またはそのおそれのある者ということにはなりませんけれども、中心はいわゆる路上生活というふうに、狭く規定をしていますから、そういう意味でいうと、自立支援センターが失敗だったということに結局なってしまうのかという、基本的な疑問を持っているんですね。

新宿を含めて東京の場合はそれが、「地域生活移行支援事業」を媒介にして、生活保護に、いわば、移ったと言ったら変な言い方ですけれども、そういう形で、この数の削減が行われてきたといった解釈をするのが妥当だと思うんですよ。

でも、そうすると、自立センターとは何かということがもう一回問われてしまう。あるいは、それがさっき言ったような形での、むしろアウトドアの生活をする直前レベル、非常に短い人たちをうまく何とかトランポリンして、元に戻すという役割を果たしたとすれば、長い人をどうするかという別の問題は、別の対策として考えざるを得ないというように思います。

○**岡部委員長** どうもありがとうございます。

この点については、見えないホームレス（可視化されたホームレスということ以外）に、例えば、今回出てきていますネットカフェであるとか、いろいろな人たちに対して、これは今後の計画づくりにその人たちをどのように取り込むのか、取り込まないのかという問題にも、関わってくるということになるかと思えます。

では、大西委員、どうぞ。

○**大西委員** 基本的に岩田先生がおっしゃったこと、そのとおりだと思うんですけども、また、岡部先生がおっしゃったように、我々のところに来る相談も、いわゆる路上生活をしている方がもちろん今でもいらっしゃいますが、それ以外に、ネットカフェであったりとか、そういった広義のホームレス状態の方、それこそ飯場とか、いわゆる日雇い労働をしていた方だけではなくて、比較的若年層であったりとか、そういう貧困層自体がかなり拡大をしていて、ホームレス状態の方になっているという認識を持っています。

この概要にも出ていますが、ホームレスの平均年齢が59.3歳で、45歳未満の者は全体の約9%となっています。この概要調査は、基本的にいわゆるホームレスの方、駅や公園で

あるとかそういったところで野宿をしている者で、狭義のホームレス状態の方なので、こういった数値は、ある種、妥当かと思えます。しかし、実際に相談を受けていて、この新宿区の3つの類型で言うところの、自立の概念というものを少し見直すタイミングに来ているのではないかとすごく思っていて、就労自立という形だけではなくて、いかに地域の中でその方が、独立した住居を持って安定して生計を維持していくことができるようにするかということへ、動きを少しずつシフトしていく必要があると思えます。

もちろん、生活保護であるとか、自立支援事業であるとか、それらが担ってきた役割というのは非常に大きいと思えますが、一方で、今後こういった形の支援がより求められているかということ、再路上化してしまう方であったりとか、自立支援事業を使って、また、就労支援がうまくいって仕事に、雇用についたけれども、また、そこで失業とともに、住み込みで働いて、失業とともに住まいを失ってしまうとか、あと、第2のセーフティーネットの住宅手当も、常用雇用についた方は54%、厚労省が出していますが、半分の方しか、そういった安定した仕事につけていないという状態であるとか、その就労の部分をやるといって、プラスアルファとして、いかに再路上化しないようにする、地域の中で安定した生活を送れるようにする支援を、自立、就労にたどり着けなかったとしても、就労せずとも、地域の中で過ごせるような施策の方にシフトしていく必要があるのではないかと思っています。

実は、今回のホームレスの自立の支援というこの国の基本方針のパブコメでいろいろ出しましたが、余り反映されていなくて残念と思っています。もちろん就労も大事ですが、まず、居住の確保であるとか、安定した地域生活の維持ということに視点を置いた方が、結果的には、再路上化することを防ぐことができたり、生活困窮者全体の支援につながるのではないかと思っています。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。笠井委員、どうぞ。

○笠井委員 岩田先生が言った「自立支援センターは東京においてホームレス対策の本筋からいって失敗だったのではないか」、これは非常におもしろい視点でございます。

私も、5年ぐらい前は自立支援センターに結構行っていて、変化というのは内部においては確実にあって、従来のホームレスの方、いわゆる日雇いの方々が、総合的にはかなり変化してきているのも、5年ぐらい前に気付いています。

自立支援センターという、それはそれとして機能はしているけれども、逆に、長期にわたるテント生活であるとか、駅等々から利用している方々は、そこには多分居つかない

というような形で、よく昔、自立センターの中で、昔は若い人が入ってきたらおじさん達がいじめるというのが、逆転してきたとかいうような話がありましたけれども、そういうような形になって、それだけ、生活困窮者自立支援法に、将来、自立支援センターは譲り渡すべきであるというような議論も、恐らく出てくるかと思えます。東京の多くはですね。

だから、ホームレス対策といえば、この法律というのを忘れちゃいかんというのは、これはもう、ごもつともなことであって、そのための答えというのは何かというと、再構築が一つの何かメルクマールになったというふうに私は考えていまして、要するに、緊急一時保護センター、自立支援センターとステップアップ方式でやってきたのを、自立支援センターに一本化してしまったというようなところで、なかなか入りづらい。シェルター機能に入りづらいというような、最初から就労自立を目指していくということを合意の上で入っていかなきやならない。

それは、シェルターにとにかく入って、そこから考えましょうというようなことだったんですけども、なかなか入りにくい仕組みになってしまったということも、恐らく制度的な原因にはなるのではなかろうかと思っています。

だから、逆に言えば、高齢者の方が入りやすいような施設、入りやすいような場所というものを多く持つべきだ、都としては持つべきだというように思っています。ここでは考えていく、ここから先、自分のことを考えていくというような、将来について考えていく。で、ここで相談員なりに、これからどうしましょうということを具体的に、ステップアップさせていく、そういうような形に戻すべきじゃないかということです。

いわゆる東京都の形、ステップアップ方式というのは非常にすばらしい発想ですが、それが未完成のまま終わってしまっているというところが、一つ大きな問題ではないかと思えます。この長期にわたる高齢者の問題というのは、本当に長期化、高齢化して、かなり厳しい状況に今、なっていると思います。

だから、これは早期に検討、対策を打っていかないことには、この本筋を忘れたものだとか、住居喪失だとか、そういった方に行ってしまうと、本来の利益を得るべき方々が非常に、ますます困窮化するという意味では本末転倒になりますので、そこら辺は確かに、一つの、今、議論すべき大事な部分ではないかと思っています。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

それぞれの代表の方が来られておりますので、ほかの委員の方々もご意見をいただければと思っております。

今の笠井委員のお話というのは、今回、廃案になりましたけれども、生活保護法の改正と、もう一方は、地域社会の中で貧困社会的排除の問題に対して取り組むという、生活困窮者支援法という法律が出ていました。これが今後、秋の国会でもし出されてくるならば、生活困窮者支援法とホームレスの自立支援法、生活保護法です。それと、今回、我々のこの委員会の中で議論しなければいけない、今、笠井委員がおっしゃったように、地域の中で生活がなかなか立ち行かない人たちに対して、どういう網かけをしていくのか。

これが、一つは区の計画の中で少し見えてくるという部分もあろうかと思えます。その推移も見ながら、この計画のことについてより議論ができればと思っております。よろしいでしょうか、ほかに。

先程、福祉士会の方のお話がありましたけれども、総合相談であるとか、アセスメントをすとか、それぞれの地域の支援機関に結びつけるとか、あるいは民生・児童委員の方々の積極的な問題の発見と相談へのつながりみたいなことも期待されております。その中で、地域の中で、特に自治会あるいは商店街の方々の見守りであるとか発見ということも、非常に大事になってくると思えます。そのような観点からも、この次の計画づくりの中で、そういう人たちに対してどのような眼差しを向けていくのかということ、どのような支援をしていくのかということにつながってくると思っております。

私は、冒頭でお話ししましたけれども、皆さんに確認をさせていただきたいと思えます。第Ⅱ期の推進計画を原則踏襲しながら、新たな見直しをしていくということで、新宿区の計画をより充実化したものにしていきたいと考えております。

具体的に言いますと、4点あります。先程、お話ししましたけれども、第Ⅱ期の推進計画を原則として継続するということが1点目です。

2点目には、国や都の動向、新宿区の地域特性を踏まえて策定をしていきたいということ。

3点目には、今、広義のホームレス、あるいは狭義のホームレスという形で言ったときに、潜在化した、見えないもの、見えないホームレスの方たち、ホームレスと言われている、広義のホームレスの範疇に入る人達のことも含めて、どのようにそのあたりを整理していくのかということです。

それと、4点目には、自立支援センターです。自立支援センターのことも含めて、いろいろな問題、課題を整理して、計画を立てて、実施して、それをもう一回見直しをして、新たな計画づくりを行っていくという、そういうサイクルに乗せていきたいと考えております。その計画を検証して、改善していくという方向性で、今後の計画の策定に進んでいき



たいと思います。私としては、このように進めていきたいと考えております。このことについて皆さんに同意していただければ、次のステップに進みやすいと考えますが、よろしいでしょうか。

皆さんの合意が得られたということで、この方向性で……はい、では、どうぞ。

○大西委員 1点だけ、すみません、補足でお願いいたします。「地域生活移行推進事業」も、もう一回検証というか、自立支援事業と同時に、もう一回きちんと検証して、それもまた考えられたらと思います

○岡部委員長 はい。では、そのことも含めて、これまでの事業の見直しをしながら、新たな計画の策定づくりに進んでいくということで、よろしいでしょうか。

はい。では、皆さんの合意が得られたということで、進めていきたいと思います。

なお、今日、説明があつて、今日、ご意見をというのも時間の制限もありますし、ご意見を中々出しにくいということもあるかと思ひます。事務局から「ご意見シート」をお配りしていますので、そちらに活発なご意見を記載していただければと思ひます。その意見を事務局で集約していただいて、次回の会議前に皆様にお示ししたいと考えております。

私としては、挙がった意見はすべて出していきたいと考えております。そのようにさせていただきますと思ひます。

続いて、時間も大変切迫してきましたけれども、2番目の議事の第Ⅲ期推進計画の策定スケジュールについてご審議をお願いいたします。会議は4回、年度内に答申ということで、スケジュールについて事務局からご説明をお願いしたいと思ひます。

○生活福祉課長 それでは、資料7、A4の横長のスケジュール（案）をご覧いただきたいと思ひます。

これにつきまして、会議自体は、全4回の会議で、最終案を区長に答申するという予定で組ませていただいております。

また、第2回目につきましては、スケジュールに記載のとおり10月22日、火曜日、こちらの場所ということで予定しているところでございます。

また、第3回につきましては11月の予定ですけれども、そこまでに素案を確定いたしまして、1月にパブリックコメントということで広く区民の意見を集めた後に、その内容を踏まえて、第4回に、2月の予定でございますけれども、区長に答申していただく予定ということで、こちらの方で考えているものでございます。

また、答申案につきましては、先に議会に報告いたしまして、区で最終決定をいたしたい

と考えているものでございます。

また、その後ですけれども、第Ⅱ期と同様に概要版を作成いたしまして、26年からはこの新しい推進計画で事業を推進していきたいと考えているものでございます。

スケジュールにつきましては、簡単ですが、以上でございます。

また、「第3回会議日程アンケートカレンダー」、資料8というものを付けておりますが、11月に会議を行いたいと予定してございますので、こちらの方に、都合のいい日、悪い日を記載の上、事務局の方にお知らせいただければと思っておりますので、どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

大変タイトなスケジュールで恐縮ですが、この予定で進めたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

それで、10月22日ということで一応設定されております。ただし、下の方で、「前倒しの開催の場合もあり」と書いてありますので、この日程は押さえていただいて、特段何かあれば、またの日時で移動があるということも、前もってお伝えしておきます。

それでは、全般的なことで、これまででご質問のある方がいらっしゃいますでしょうか。時間が、予定の時間でいくとあと5分で閉会になりますけれども、ぜひこれはご質問したいということがあれば、おっしゃっていただければと思います。人数を制限させていただいて申し訳ありませんが、1名ぐらいでよろしいでしょうか。

私は、民生・児童委員の東京都の大会でよくお話をさせていただくことがありますが、民生・児童委員の方は、非常に熱心にホームレスの方々に対しての働きかけもしてくださっておりますし、そういう意味では、地域の中の大事な支援者というふうに考えております。

また、地区の町内会、町会の方々も、自分の地域で、ホームレスの方々も地域住民の一人であるということで、温かく見守り、かつ、いろんな支援をさせていただいているということもお聞きしておりますので、そういう意味では民間の方々、あるいは行政の方々、団体の方々以外に、実はそういう人たちが一番根っこの部分で支えているというところも含めてご意見を、これから次回以降、またいただければと考えております。私としては、皆様に非常に感謝しているということが正直な感想です。

皆さんにこの計画の必要性、重要性ということをお伝えしたいということで事務局が準備をさせていただいて、またご説明させていただいておりますので、ぜひ、この後、見ていただ

いて、また、日頃、感じていることをこの「ご意見シート」の中に挙げていただきたいと思います。

ただし、内容的に言って、これは非公開という形にさせていただくということも中にはあるかもしれませんが、この場限りでということも中にはあるかもしれませんが、この中では、活発な忌憚のないご意見をとさせていただければと思います。一点だけ、では。

○大西委員 1点だけ。事務局の方にお願いですけれども、会議の議事録とか資料を、可能である範囲で、ホームページ上にアップをできれば早目をお願いできたらいいなど。こういう会議が行われていて、こういう議論になっていますと。今、国も結構そういうのを、透明性ということで、早目に上げたりということをやっていますので、ぜひお願いできたらと思います。可能な範囲で結構ですので、恐縮ですが、よろしく願いいたします。以上です。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

では、次回の日程につきまして、事務局の方からご説明ください。

○生活福祉課長 再度、ご説明いたします。

○岡部委員長 それでは、お願いします。

○生活福祉課長 先程もちよっとお話しさせていただきましたが、次回、第2回の予定でございます。スケジュール（案）の説明のときもお話しさせていただきましたが、10月22日、火曜日、大会議室、この場所でございます。14時から16時ということで、よろしく願いいたします。

また、11月以降の開催につきましては、先程の「第3回会議日程アンケートカレンダー」というのを、事前にお送りさせていただいておりますので、今日もし提出できる方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に事務局の方に提出いただければと思います。

また、今回の委員会のお礼でございますけれども、「口座振込依頼書」というものを付けさせていただいておりますので、まだ、ご提出されていない方は、お帰りに事務局まで、今日、もし忘れた方がいらっしゃいましたら、事務局の方にお知らせいただければ、と思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

また、最後になりますけれども、先程、岡部委員長からご案内がありました資料10の「ご意見シート」でございますけれども、こちらにもその旨、記載させていただいておりますが、お名前の公表は会議の際にはしないというものでございます。

また、もし、個人名や団体名の記載があったとしても、事務局でそれを伏せさせていただきます。

いて、資料を作らせていただきたいと考えてございます。

また、様式は両面で作らせていただいておりますけれども、ここに書ききれないですとか、ほかの、例えばパソコンで書きたいですとか、そういったご要望があれば、どんな媒体でも構いませんので、作成いただきまして、ご意見を寄せていただければと思います。

こちらの提出先につきましては、ご提出先は事務局ということで、新宿区福祉部生活福祉課相談支援係の担当の鈴木という者がいますので、電話番号とメールアドレスも記載させておりますので、こちらの方にご意見をいただければと思います。

すみません、集約する私どもの都合で申し訳ございませんが、9月6日までに、事務局にお知らせいただければと思っておりますので、どうぞご協力の程、よろしくお願いいたします。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

副委員長、何かございますか。

○鈴木副委員長 副委員長という立場ではなくて、先程、自立支援センターの、何というんでしょうか、功罪と言うとちょっと大げさかもしれませんが、かなりいろいろお話を聞くことが出来まして、本当に今日はよかったなというふうに私自身は思っています。

実際、現在、若い、まず1カ月から3カ月ぐらいの路上生活しか経験していない、中には経験していない方も入っているとは思いますが、それが、港寮の場合でいいますと75%です。ですから、3カ月未満で入ってきている方が、大体4人に3人がそういった状況です。

それから、若い30代までの入所者が、確か、40%近くまでになっています。

ですから、国との数字はかなり違いますけれども、そういった意味ではかなり先鋭的な問題を抱えていると私自身も考えておりましたので、今後、こういった自立支援センターについても十分ご協議いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

長らくのご審議、お疲れさまでございました。

それでは、これで閉会にさせていただきます。

先程もちょっと事務局からお話のように、次回は10月22日、午後2時からということで予定しております。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

午後4時8分閉会